

理事長・理事会の専断的運営による不祥事を防止し、学校法人の公共性を高めるための私立学校法改正を求める決議

1. 現在、文部科学大臣直属の会議として文部科学事務次官決定により設置された「学校法人ガバナンス改革会議」（以下「改革会議」）において、私立学校法改正に向けた審議が行われています。改革会議は、「社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度改革を踏まえ、それらと同等のガバナンス機能が確実に発揮できる制度改革」の検討を行い、「学校法人ガバナンス改革案を策定する」ことを目的とし、年内に検討結果をとりまとめるとしています。改革会議の検討結果と、内閣府において検討されている公益認定法人制度見直しの成案をふまえて条文化作業が行われ、2022年の通常国会に私立学校法改正法案が提出される予定です。

2. 私たちはかねてより、繰り返される理事長・理事会による不祥事を防止し、学校法人の公共性を高めるために、日本私大教連によってまとめられた「私立学校法改正案」（2013年初版、現在4版）の実現を求めてきました。現行私立学校法の最大の欠陥は、理事長が、理事、監事、評議員のすべてを選任する仕組みをつくる点にあります。役員である理事や監事、チェック機関である評議員の非民主的な選出などが許容され、加えて理事長・理事会をチェックし規制する評議員会制度、監事制度、財政公開をはじめとする情報開示の仕組みが脆弱であるために、理事長・理事会が合法的に絶大な権限を持つことが、学校法人の不祥事があとを絶たない原因です。私たちの改正案はこれらを正し、学校法人の管理運営について公益法人制度と同等の仕組みとすることを基本的な考え方としています。

3. 改革会議の「議論中間まとめ」（2021年10月28日）は、評議員会を議決機関とし理事・監事・会計監査人の選任・解任などの重要事項を議決するものとする、理事は評議員から除外すること、評議員の選任については理事会・理事による選任は無効とすることを会議の「合意事項」としています。これらは理事長・理事会の専断を防止するために必要不可欠な改正であり、私たちが求めてきたことと一致するものです。

一方、「合意事項」には、現職の教職員を評議員から除外することが含まれており、これは重大な問題です。改革会議は、教職員を理事長・理事会の影響下にある「使用人」とみなしていますが、私立学校の教職員は、単なる「使用人」ではありません。他の公益法人や会社法人は、法人そのものが事業主体ですが、学校法人と学校法人が設置する学校は、それぞれ私立学校法と学校教育法という異なる法律によって規律されており、それぞれが自律的な機関です。教育を事業と呼ぶとするならば、事業を行うのは学校であり、

学校法人ではありません。

大学には、日本国憲法、教育基本法によって学問の自由と大学の自治が保障されており、学校教育法が定めているように、教職員を「統督」する権限をもつのは理事長ではなく学長です。教学機関とその構成員である教職員が、理事長によって一方的に支配されることが、前述のとおり不祥事があとを絶たない原因です。教職員こそが日常の業務を通じて、理事長・理事会の不正をいち早く発見し、それを是正する役割を果たすことができるのであり、教学を尊重した管理運営が行われているかを的確にチェックできるのも教職員です。

理事長・理事会の意向に左右されることなく民主的な手続きを経て選任された教職員が、権限を有する評議員として学校法人の運営に関与できる仕組みであることこそ、不祥事を防止するうえで重要です。不祥事の大半は、このような仕組みを取っていない学校法人で生じています。したがって、評議員会から教職員を排除することは、不祥事をなくすという私立学校法改正の意義を後退させるものといって過言ではありません。

私たちは、改革会議、文科省に対し、評議員から教職員を除外することなく、理事長・理事会による専断を防止し、学校法人の公共性を高めるために、評議員会制度改革をはじめとする私立学校法改正を行うよう求めます。

以上、決議します。

2021年11月13日 東京私大教連第45回定期大会